

富士フイルムビジネスイノベーション グリーン調達基準書

Ver. 5.0



FUJIFILM Group
Green Policy

2026 年 5 月

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社

品質保証部 環境商品安全統括グループ

改訂履歴

改訂 No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
Ver.1.0	社名変更により制定	2021年4月
Ver.2.0	- 含有制限化学物質に以下の10物質群を追加 - C9-C14 PFCAとその塩、およびその関連物質 - PFHxSとその塩、およびその関連物質 - 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸(LCPFAC)およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物 - フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC) 1～7個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類 (MOAH) - 炭素数 16～35個の鉱物油飽和炭化水素類 (MOSH) - リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1)) - ペンタクロロチオフェノール (PCTP) - 禁止基準値を法令の記載通りに修正 - 短鎖型塩化パラフィン(C10-13) - ポリ塩化ターフェニル - フマル酸ジメチル - 三置換有機スズ化合物 - ジブチルスズ化合物 (DBT)、ジオクチルスズ化合物 (DOT) - カドミウム、水銀（電池のみ変更） - 富士フィルムのグリーン調達基準フォームに合わせた見直し - 取引先への依頼内容を修正 - リサイクル方針、および分析方法の詳細に関する記述の削除 - 環境管理物質の関連法令等の表を別表1に統合 - 含有禁止物質の適用除外用途リストを整合 - 含有管理物質、製造時使用規制物質、例示化学物質リストを削除	2023年2月

改訂 No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
Ver.3.0	- 別表1の含有制限化学物質に以下の2物質を追加 - デクロランプラス - UV-328 - 別表1の対象製品/用途および適用除外用途の変更 - リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1)) - 別表1の規制値の見直し - 無機シアン化合物 - ペンタクロロフェノール - ポリ塩化ビフェニル類(PCB類) - オゾン層破壊物質 - ベンゼン - ヘキサクロロベンゼン 1,1,2-トリクロロエタン - 臭素系難燃剤 (PBBs、PBDEs、HBCDDを除く) - ポリ塩化ビニル(PVC) - 放射性物質 2- (2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル) -4,6-ジ-tert-ブチルフェノール (CAS No.3846-71-7) - 赤燐 - 長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸 (LCPFACs) およびペルフルオロアルキルスルホン - フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC) 1～7個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類 (MOAH) - 炭素数 16～35個 の鉱物油飽和炭化水素類 (MOSH) - 別表2の適用除外を最新内容に更新	2024年4月
Ver.3.1	誤記修正 (ヘキサクロロベンゼンのCAS No., 別表2)	2024年9月

Ver.4.0	1. 消耗品の要求事項を追加（第3、4、6項、別表1） 2. 別表2-aに以下の7物質を追加 ・中鎖塩素化パラフィン(MCCP、C14-C17塩素含有量45重量%以上) ・長鎖ペルフルオロカルボン酸、その塩及び関連化合物 ・元素状塩素 ・ポリ塩化ビニリデン ・オルトフタル酸エステル ・パー及びポリフルオロアルキル化合物（PFAS） ・塩素系難燃剤 3. 別表2-aから以下の3物質を削除 ・無機シアン化合物 ・ベンゼン ・1,1,2-トリクロロエタン 4. 別表2-aの物質名・対象法令規制・対象製品/部品・規制値・適用除外製品/用途を最新の法令に基づき見直し ・アスベスト類 ・アゾ染料・顔料 ・短鎖型塩化パラフィン（C10-13） ・ペンタクロロフェノール（PCP）およびその塩およびエステル類 ・ポリ塩化ビフェニル類（PCB類） ・オゾン層破壊物質 ・ヘキサクロロベンゼン ・カドミウムおよびその化合物 ・水銀およびその化合物 ・鉛およびその化合物 ・六価クロム化合物 ・臭素系難燃剤（PBBs、PBDEs、HBCDDを除く） ・ポリ塩化ビニル（PVC） ・パーフルオロオクタンスルホン酸とその誘導体(PFOS) ・フタル酸ビス2-エチルヘキシル（DEHP） ・フタル酸ブチルベンジル（BBP） ・フタル酸ジブチル（DBP） ・フタル酸ジイソブチル（DIBP） ・ヘキサブROMシクロドデカン（HBCDD） ・特定多環芳香族炭化水素（PAHs） ・赤燐 ・PFOA関連物質 ・C9-C14 PFCA関連物質 ・パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩 ・PFHxS関連物質 ・長鎖ペルフルオロアルキルカルボン酸化合物（LCPFACs）およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物 ・フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC) ・1～7個の芳香環からなる鉱物油芳香族炭化水素類（MOAH） ・炭素数 16～35個 の鉱物油飽和炭化水素類（MOSH） ・リン酸トリス(イソプロピルフェニル) (PIP(3:1))	2025年4月
---------	--	---------

改訂 No.	制定・改訂内容	制定・改訂日
	・ペンタクロロチオフェノール (PCTP) ・デクロランプラス (DP) ・UV-328 5. 別表2-bの適用除外を最新内容に更新 6. 別表3として含有報告物質の追加 ・パー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS) ・高懸念物質 (SVHC)	
Ver.5.0	1. 6.用語の説明中の『JAMP』の記載を『CMPコンソーシアム』に置き換え 2. 別表 2-a に以下の 2 物質を追加 ・パーおよびポリフルオロアルキル化合物(PFAS) ・ハロゲン（臭素及び塩素）含有ポリマー 3. 別表 2-a の物質名・対象法令規制・対象製品/部品・規制値・適用除外製品/用途を最新の法令に基づき見直し、および誤記修正 ・短鎖型塩化パラフィン(C10-13) ・ポリ臭化ジフェニルエーテル類（PBDE 類） ・ポリ塩化ビフェニル類（PCB 類） ・臭素系難燃剤 ・PFOS 化合物パーフルオロオクタンスルホン酸とその誘導体 ・ジブチルスズ化合物(DBT) ・ジオクチルスズ化合物(DOT) ・C9-C14 PFCA とその塩 ・C9-C14 PFCA 関連物質 ・長鎖ペルフルオロカルボン酸化合物(LC-PFACs)およびペルフルオロアルキルスルホン酸化合物 ・フッ素系温室効果ガス(PFC,SF6,HFC) ・デクロランプラス ・UV-328 ・中鎖塩素化パラフィン ・長鎖ペルフルオロカルボン酸 4. 別表2-bの適用除外を最新の内容に更新。弊社製品に使用しない用途の削除。 5. 別表 2-c として欧州 REACH 規則でのパーおよびポリフルオロアルキル化合物（PFAS）適用除外項目を追加	2026年5月

目次

1. はじめに	P. 6
2. 本基準書の目的	P. 6
3. 適用範囲	P. 6
4. グリーン調達基準	P. 6
5. 取引先様へのお願い事項	P. 6
6. 用語の説明	P. 7
別表 1. 含有制限化学物質管理基準(消耗品)	P. 10
別表 2. 含有制限化学物質管理基準(アーティクル)	P. 12
別表 3. 含有報告物質	P. 24
別表 4. chemSHERPA 管理対象物質の基準となる法令、業界標準	P. 24

1.はじめに

富士フイルムビジネスイノベーション株式会社、およびその関係会社（以下、弊社と記す）は、環境負荷の低減と製品・化学物質の安全確保のため、事業活動において、地球温暖化対策、資源循環や製品含有化学物質の管理を推進しています。これらを推進するためには、単に環境法規制を順守するのみならず原材料や部品等の調達から、製品の製造、販売、使用、廃棄に至る、製品のライフサイクル全体の視点で自主管理基準を定め、社会的な要請に応えていくことが重要と考えています。本基準書では、「富士フイルムグループ 調達方針」に基づき、弊社が調達する物品に対して定めた化学物質の管理基準を示します。

2. 本基準書の目的

弊社の調達品に関する、グリーン調達の基準を定めること。

3. 適用範囲

弊社が生産・販売・提供する製品に用いるために調達する消耗品、部品、部材、製品、包装材、および副資材に適用します。

4. グリーン調達基準

下記(1)から(3)の全ての基準が満たされていること。

- (1) 調達品は、別表 1, 2 で指定する含有制限化学物質を含まないこと。ただし、同表で弊社が基準値を設定している場合は、本基準値を満たしていること。
- (2) 調達品に含まれる化学物質、および含有量把握管理化学物質に関する、正確な含有情報が提供されること。
- (3) 調達品の含有化学物質の管理は、産業界で広く利用されている「製品含有化学物質管理ガイドライン」または同等の管理基準に基づいた管理が実施されていること。

5. 取引先様へのお願い事項

グリーン調達を推進するため、下記の各項目についてご対応をお願いします。

(1) グリーン調達基準に適合した調達品の納品

この基準の第 4 項(1)から(3) に適合した消耗品、部品、部材、製品、包装材、および副資材の納品をお願いします。

弊社「グリーン調達基準」への適合を保証するために、商品別に全部品を対象として別途弊社調達部門から依頼する「グリーン調達基準の遵守の誓約書」を提出していただきます。提出方法は、提出時期と合わせ弊社調達部門から別途要請します。

(2) グリーン調達基準に従った情報の提供

弊社へ納入される消耗品、部品、部材、製品、包装材、および副資材が、グリーン調達基準に適合した調達品であることを示す情報の一つとして、弊社依頼元からの指示に従い、CMP コンソーシアムが推奨する情報伝達シート(chemSHERPA-AI または chemSHERPA-CI) の提供をお願いします。消耗品に用いる調達品については、各国の法令遵守または法令に基づく届出のため、chemSHERPA-CI に加え、SDS および調達品を構成する全ての化学物質情報(物質名、CAS 登録番号、構成比率)の提供をお願いします。

なお、調達品の含有化学物質情報、該当法規情報に変更があった場合は、上記資料の更新と提供をお願いします。ただし、弊社より別のフォーマットを指定する場合があります。

(3)グリーン調達基準に従った調達品の管理

- ① 弊社へ納入する消耗品、部品、部材、製品、包装材、および副資材について、「製品含有化学物質管理ガイドライン」または同等の管理基準に基づいた管理をお願いします。一次取引先様におかれてましては二次以降の取引先様にも本基準遵守について責任を持って管理・指導を実施するようお願いします。
- ② 有害化学物質の使用禁止を維持管理するために、ISO14001 などの「環境マネジメント」および ISO9001 の「品質マネジメント」の取得更新をお願いします。
- ③ 取引先様における化学物質管理体制を、「製品含有化学物質管理ガイドライン」に基づいた監査を実施させていただくことがあります。

(4)その他

弊社製品に対する法規制または弊社顧客要請に対応するため、特定の化学物質(群)、法令、基準、および規格に関して下記対応をお願いする場合があります。

- ① 法規制遵守証明書類の提出
- ② 法規制遵守を記載した購入仕様書または契約書の取り交わし
- ③ 各国環境ラベルの個別要求に対する証明書の提出

例 中国 CEC 環境ラベルにおけるフタル酸ジデシル(DIDP)、フタル酸ジイソノニル(DINP)、フタル酸ノルマルジオクチル(DNOP)、および 16 種類の多環芳香族炭化水素(PAHs)等

- ④ 化学物質分析データの提出

消耗品に用いる調達品については、調達品の安全性試験データまたはその他物性データ等を提供いただく場合があります。

アーティクルに用いる調達品については、弊社では生産開始前に国際標準(IEC62321 規格群)に基づく RoHS 検査を実施しています。検査の過程で含有懸念などが発覚した場合は、グリーン調達基準の含有禁止物質を順守していることの確認のため、部品別、物質別に分析データを提出いただきます。分析方法と合わせて、個別に弊社から提出を依頼します。

6. 用語の説明

(1) 消耗品

弊社商品の主たる機能を提供するために使用する化学品(例:トナー、キャリア、インク等)、または、弊社商品の主たる機能の動作の維持に使用する化学品(例:定着器用潤滑油等)を指す。

(2) 化学物質

一定の化学的な組成と特徴的な性質を持つ、化学元素(ポリマー含む)またはその化合物を指す。

(3) 化合物

2 種類以上の化学物質が化学反応を起こして生成された化学物質を指す。

(4) 混合物

2 種類以上の化学物質が化学反応を起こさず、混じり合ったものを指す。

(5) 化学品

化学的な組成と特徴的な性質を持ち商業的に製品化された化学物質または混合物を指す。

(6) 不純物

材料中に存在する意図しない化学物質。目的とする化学物質以外の未反応物質や反応触媒、指示薬、副生成物(意図した反応とは異なる反応により生成したもの)等の化学物質を指す。意図的に添加され

た化学物質は含まない。

(7) アーティクル

化学組成によって決定されるよりも大きく機能を決定する特定の形状、表面またはデザインが生産時に与えられたものを指す。譲渡・提供した後、提供された側でさらに加工されるような場合は、アーティクルに該当せず、化学品と判断される場合もあるが、その荷姿や用途によっては、アーティクルとみなされる国または地域もある。

注 1：キャリアは米国や欧州ではアーティクルとみなされるが、この基準では化学品として扱う。

(8) 電池

化学反応によって電子（電気）を発生し、この電子の流れを電気として利用できる物品を指す。乾電池、ボタン電池等が該当する。製品、部品に組み込んだ場合を含む。

(9) 包装材

製品・部品・原材料の収納、保護、取扱い、輸送または提示に使用することを意図したあらゆる材料の物品を指す。1 次(製品)包装、2 次(集合)包装、3 次(輸送)包装に区分される。内容物をその寿命に至るまで保持する場合や、印刷装置の一部として残るものは包装材に該当しない(トナーカートリッジ等)。また、取引先様が弊社に納入するために使用し廃棄が前提の包装材は対象外。

(10) 含有

意図的、非意図的を問わず、不純物・工程内の移行を含めて部品・材料に当該化学物質が残存すること。

(11) 意図的添加

基準値に関係なく特定の品質をもたらすために意図して添加することにより部品・材料に当該化学物質が残存すること。

(12) 含有制限化学物質

以下のいずれかに該当する化学物質を指す。

- ① 消耗品に用いることを禁止する化学物質であり、国際条約または法規制等で製造、輸入、使用を禁止または制限される化学物質(別表 1-a)
- ② 消耗品に用いることを禁止する化学物質であり、国際研究機関または法令等で CMRs(発がん性、変異原性、生殖毒性)区分 1 相当に分類される化学物質(別表 1-b)
- ③ アーティクルに用いることを禁止する化学物質であり、法令または弊社方針により、化学物質、混合物、部品、部材、製品、包装材、および副資材への含有が禁止または制限される化学物質。(別表 2)

(13) 含有量報告化学物質

法令要求で含有報告が必須のため含有物質と含有量の報告が必要な物質を指す。(別表 3)

(14) 含有量把握管理化学物質

chemSHERPA 管理対象物質を指す。弊社に納入される調達品に含有されている場合に、その含有量を把握、管理する。

(15) CMP コンソーシアム

製品含有化学物質・資源循環情報プラットフォーム (Chemical & circular Management Platform : CMP) 並びに chemSHERPA を運営し、製品に含有する化学物質情報及び資源循環情報の適正かつ効率的な管理と伝達を推進する日本産業界横断の活動推進主体を指す。旧 JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会)。

*CMP コンソーシアムウェブサイト：<https://cmp-consortium.com/>

(16) 別のフォーマット

CMP コンソーシアムと同様に産業界で広く用いられている管理基準に従う、含有化学物質情報伝達フォーマットを指す。弊社が依頼する。

(17) chemSHERPA 管理対象物質

CMP コンソーシアムが定めた製品含有化学物質の情報伝達の対象とする物質を指す。人々の健康障害予防や環境保全のために管理が必要な物質であり、サプライチェーン全体の関係者が合意できるものとして選定されている。（別表 3 参照）

最新の管理対象物質は、CMP コンソーシアム/chemSHERPA ウェブサイトにて確認のこと。

(18) 情報伝達シート

化学物質/混合物または成形品に含有される報告対象の化学物質情報を開示・伝達するための情報伝達シートを指す。情報を伝達する対象の化学物質は chemSHERPA 管理対象物質として定められる。

化学物質、混合物のためのシート	chemSHERPA-CI
アーティクル（部品、部材、製品、包装材、および副資材）のためのシート	chemSHERPA-AI

(19) 製品含有化学物質管理ガイドライン

CMP コンソーシアムが発行したガイドラインを指す。サプライチェーン全体を通じた含有化学物質管理が、効率的、合理的に推進されるように、特に含有化学物質管理のポイントとなる化学物質/混合物からアーティクルへの変換工程に着目し、さらに前後の工程も視野に入れて、正確で効率的な含有化学物質管理を行うための管理の要件を示す。上記ガイドラインは、CMP コンソーシアムウェブサイトより入手できる。

(20) 法規制順守証明書類

弊社へ納入される化学物質、混合物、部品、部材、製品、包装材、および副資材が、特定の法規制を遵守していることを取引先様が明記した書類を指す。

別表 1 含有制限化学物質管理基準(消耗品)

消耗品に用いることを禁止する化学物質を次の(1)及び(2)に示します。アーティクルに用いる調達品、または、最終用途がアーティクルとなる樹脂材料等は、別表 2 から別表 4 を適用してください。

(1) 国際条約及び法令等で指定される化学物質

次の別表 1-a で指定される化学物質を消耗品に用いる調達品に意図的に使用すること禁止します。非意図的に含有する場合(不純物等)は、その CAS 登録番号と含有量を報告してください。

また、該当する国際条約または法規制で指定される化学物質に制限濃度値がある場合は、非意図的に含有する場合(不純物等)でも、その制限濃度値を超えて含有することを禁止します。

別表 1-a : 使用禁止物質を指定する国際条約または法令名一覧

No	国/地域	国際条約または法令名及び／または使用禁止物質名
1	日本	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法) 第 1 種特定化学物質及び第 2 種特定化学物質 第 1 種特定化学物質: https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list6.action?category=211&request_locale=ja 第 2 種特定化学物質: https://www.nite.go.jp/chem/jcheck/list6.action?category=212&request_locale=ja
2	日本	労働安全衛生法(安衛法)で製造禁止物質に指定される物質 https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-7-1-0.htm
3	日本	毒物及び劇物取締法で指定される特定毒物及び毒物 https://laws.e-gov.go.jp/law/340CO000000002/
4	日本	オゾン層保護法で指定される特定物質 https://laws.e-gov.go.jp/law/406CO0000000308/
5	日本	化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する法律 特定物質 施行令別表一の項の第三欄(毒性物質；表 1A 剤)又は第四欄(原料物質；表 1B 剤) https://laws.e-gov.go.jp/law/407CO0000000192/
6	日本	麻薬及び向精神薬取締法で指定される禁止物質、麻薬、向精神薬、及びその原料 https://laws.e-gov.go.jp/law/328AC0000000014
7	日本	覚醒剤取締法で指定されるフェニルアミノプロパン、フェニルメチルアミノプロパン及び各その塩類 https://laws.e-gov.go.jp/law/326M50000100030
8	日本	あへん法で指定されるあへん、けし及びけしがら https://laws.e-gov.go.jp/law/329AC0000000071
9	日本	大麻取締法で指定される大麻草及びその製品 https://laws.e-gov.go.jp/law/323AC00000000124
10	日本	国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律(麻薬特例法)で指定される規制薬物 ^(※1) ※1：麻薬特例法に指定される化学物質は、麻薬及び向精神薬取締法、覚醒剤取締法、及びあへん法で指定される物質を指す。
11	日本	水銀汚染防止法(水俣条約で指定される水銀及び水銀化合物) https://minamataconvention.org/sites/default/files/2021-06/Minamata-Convention-booklet-Sep2019-EN.pdf
12	国際	残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約(POPs 条約) 附属書 A~C で指定される物質 https://chm.pops.int/Convention/ThePOPs/ListingofPOPs/tabid/2509/Default.aspx
13	国際	化学兵器の開発、生産、貯蔵及び使用の禁止並びに廃棄に関する条約(化学兵器禁止条約)の化学物質に関する附属書 別表 1 で指定される物質 https://www.opcw.org/chemical-weapons-convention/annexes/annex-chemicals/schedule-1
14	国際	モントリオール議定書 附属書 A グループ I 及び II、附属書 B グループ I~III、附属書 C グループ I~III、附属書 E グループ I、附属書 F グループ I 及び II で指定されるオゾン層破壊物質(ODSs) https://ozone.unep.org/treaties/montreal-protocol/summary-control-measures-under-montreal-protocol
15	国際	麻薬に関する単一条約 付表 I~IV で指定される化学物質 https://www.incb.org/incb/en/narcotic-drugs/Yellowlist/yellow-list.html
16	国際	麻薬及び向精神薬の不法取引に関する条約の表 I 及び表 II で指定される物質 https://www.unodc.org/unodc/en/treaties/illicit-trafficking.html
17	国際	水銀に関する水俣条約で指定される物質 https://minamataconvention.org/sites/default/files/2021-06/Minamata-Convention-booklet-Sep2019-EN.pdf
18	欧州	POPs 規則[(EU) No 2019/1021] 附属書 I、附属書 II、附属書 III 及び附属書 IV で指定される物質または制限される物質 https://echa.europa.eu/list-of-substances-subject-to-pops-regulation
19	欧州	REACH 規則[(EU) No 1907/2006] 附属書 XIV で指定される認可対象物質 https://www.echa.europa.eu/authorisation-list
20	欧州	RoHS 指令[(EU) No 2015/863] 附属書 II で指定される物質 https://environment.ec.europa.eu/topics/waste-and-recycling/rohs-directive_en

No	国/地域	国際条約または法令名及び／または使用禁止物質名
21	米国	有害物質規制法(TSCA)の第 6 条に基づき指定される PBT 物質(残留性、生物蓄積性及び毒性を有する物質) https://www.epa.gov/assessing-and-managing-chemicals-under-tsca/regulation-chemicals-under-section-6a-toxic-substances
22	日本	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法) 監視化学物質 https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/kasinhou/files/ippantou/monitoring_chemicals_list.pdf
23	欧州	REACH 規則[(EU) No 1907/2006] 附属書 XIV の認可対象物質候補として公表される高懸念物質(SVHC) https://echa.europa.eu/candidate-list-table
24	日本	労働安全衛生法(安衛法)特定化学物質障害予防規則(特化則)で指定される第 1 類特定化学物質 https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-7-1-0.htm
25	日本	労働安全衛生法(安衛法)で製造許可物質に指定される物質 https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000057#Mpat_1
26	国際	国際貿易の対象となる特定の有害な化学物質及び駆除剤についての事前のかつ情報に基づく同意の手続に関するロッテルダム条約(PIC 条約)の附属書 III で指定される特定有害物質 https://www.pic.int/TheConvention/Chemicals/AnnexIIIChemicals/tabid/1132/language/en-US/Default.aspx
27	国際	国連危険物輸送勧告(United Nations Recommendations on the Transport of Dangerous Goods : TDG)で区分 7 に分類される放射性物質 https://www.pic.int/TheConvention/Chemicals/AnnexIIIChemicals/tabid/1132/language/en-US/Default.aspx
28	欧州	REACH規則[(EU) No 1907/2006] 附属書 XVII「ある有害な物質、混合物およびアーティクルの製造、上市および使用に関する制限」で指定される物質 ^(※2) https://echa.europa.eu/substances-restricted-under-reach ※2 : REACH規則[(EU) No 1907/2006] 附属書 XVIIで定める制限範囲内での使用及び禁止用途以外での使用は除きます。但し、該当物質のCAS登録番号及び調達品中の含有濃度値を報告してください。
29	フランス	フランス循環経済法第 112 条 インク中の鉍油 ^(※3) (^(※4))基準で定義される鉍油芳香族炭化水素類及び鉍油飽和炭化水素類 https://www.legifrance.gouv.fr/orf/id/JORFTEXT000045733481#:~:text=Notice%20%3A%20'article%20112%20de,%2D45%2D1%20et%20D. ※3 : 鉍油とは、インクの製造に使用される石油炭化水素に由来する原料から製造される油を指します。 ※4 : 本法令は、トナー用材料にも適用します。

(2) 国際研究機関又は法令等で CMRs 区分 1 相当に分類される化学物質

別表 1-a で指定されない化学物質であっても、次の別表 1-b で CMRs(発がん性、変異原性、生殖毒性)区分 1 相当に分類される化学物質を消耗品に用いる調達品に意図的に使用することを禁止します。非意図的に含有する場合(不純物等)は、その CAS 登録番号と含有量を報告してください。

但し、別表 1-b で指定される CMRs 区分 1 に相当する化学物質であっても、次の場合は除きます。

- 別表 1-a に指定される化学物質ではなく、且つ、弊社開発部門が材料選定した化学物質であり、弊社開発部門責任役員が例外的に使用を認めた場合

別表 1-b : CMRs 区分 1 相当に分類される化学物質を指定する国際研究機関又は法令又は学会一覧

No	国/地域	CMRs 区分 1 相当に分類される化学物質を指定する国際研究機関又は法令又は学会名
30	国際	国際がん研究機関(IARC)においてグループ 1 発がん物質で指定される物質
31	日本	日本産業衛生学会(JSOH)において発がん性分類第 1 群又は生殖毒性分類第 1 群に分類される物質
32	欧州	CLP 規則[(EU) No 1272/2008]において発がん性、生殖細胞変異原性、生殖毒性でカテゴリー 1A 又は 1B に分類される物質
33	米国	国家毒性プログラム(NTP : National Toxicology Program)において「Known To Be Human Carcinogens(がんになることが知られている)」に指定される物質
34	米国	米国産業衛生専門家会議(ACGIH)において発がん性A1に分類される物質
35	米国	米国環境保護局(EPA) 統合リスク情報システム(IRIS: Integrated Risk Information System)において、発がん性に分類される物質
36	ドイツ	ドイツ学術振興会(DFG)において、発がん性グループ1、生殖細胞変異原性グループ1、生殖毒性グループ1に分類される物質

別表 2. 含有制限化学物質管理基準(ア－ティクル)

法令要求内容を原則としますが、将来予測に従い一部の物質については先行で規制を実施し、法令確定後に内容を修正します。

別表 2-a : 含有制限化学物質リスト

No	物質名	CAS No.	主な対象法 規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/ 用途
1	アスベスト類	－	EU REACH 付属書 XVII	すべて	意図的添加禁 止	なし
2	アゾ染料・顔料	－	EU REACH 付属書 XVII	皮膚又は口腔に直接かつ長時 間接触する織物/皮革製品	特定アミンと して 30 ppm 以下	なし
3	短鎖塩素化パラ フィン(C10- 13)	－	EU POPs 規則	すべて	意図的添加禁 止、かつ 1,500 ppm 未満	なし
4	ペンタクロロフ エノール (PCP) および その塩およびエ ステル類	－	EU POPs 規則、化審 法	すべて	意図的添加禁 止、かつ 5ppm 以下	なし
5	ポリ臭化ビフェ ニル類(PBB 類)	－	EU RoHS 指令	すべて	1,000 ppm 以下	なし
6	ポリ臭化ジフェ ニルエーテル類 (PBDE 類)	－	EU RoHS 指令	電気電子機器	1,000 ppm 以下	なし
			EU POPs 規則	電気電子機器以外	意図的添加禁 止、かつ tetra-,penta- ,hexa-,hepta ,deca-BDE の 合計で 10ppm 以下 (成形品当た り) 再生材料の場 合 200ppm 以 下	なし
7	ポリ塩化ビフェ ニル類 (PCB 類)	－	EU POPs 規則	下記に示す対象以外	意図的添加禁 止、かつ 200ppb 以下	なし
				有機顔料または有機染料を含 有する成形品	意図的添加禁 止、かつ 25ppm 以下	なし
8	ポリ塩化ターフ エニル (PCT)	－	EU REACH 付属書 XVII	すべて	50 ppm 以下/ 材料あたり	なし
9	ポリ塩化ナフタ レン(塩素数 1 以上)	－	EU POPs 規則	すべて	含有禁止	なし
10	三置換有機スズ 化合物 (トリブチルス ズ(TBT)化合 物、トリフェニ ルスズ(TPT)化 合物を含む)	－	EU REACH 付属書 XVII	すべて	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材 あたり)	なし
11	オゾン層破壊物 質	－	モントリオ ール議定書	すべて	意図的添加禁 止	製造時使用およ び部品含有以外

No	物質名	CAS No.	主な対象法 規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/ 用途
12	ヘキサクロロベンゼン	118-74-1	EU POPs 規則、化審 法	すべて	意図的添加禁 止、かつ 10ppm 以下	なし
13	カドミウムおよ びその化合物	－	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	100 ppm 以 下	なし
			EU 電池規 則	電池	20 ppm 以下/ 製品あたり	なし
			EU 包装材 規則	包装材	意図的添加禁 止、かつカド ミウム、水 銀、鉛、六価 クロムの合計 値 100 ppm 以下	なし
14	水銀およびその 化合物	－	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	なし
			EU 電池規 則	電池	5 ppm 以下/ 製品あたり	なし
			EU 包装材 規則	包装材	意図的添加禁 止、かつカド ミウム、水 銀、鉛、六価 クロムの合計 値 100 ppm 以下	なし
15	鉛およびその化 合物	－	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	別表 2-b 参照
			米国プロポ ジション 65	熱硬化性樹脂または熱可塑性 樹脂で被覆された電線・ケー ブル・コード	300 ppm 以 下/表面被覆あ たり	なし
			EU 電池規 則	電池	40 ppm 以下/ 製品あたり	なし
			EU 包装材 規則	包装材	意図的添加禁 止、かつカド ミウム、水 銀、鉛、六価 クロムの合計 値 100 ppm 以下	なし
16	六価クロム化合 物	－	EU RoHS 指令	下記に示す対象以外	1,000 ppm 以下	なし
			EU 包装材 規則	包装材	意図的添加禁 止、かつカド ミウム、水 銀、鉛、六価 クロムの合計 値 100 ppm 以下	なし
17	臭素系難燃剤 (PBBs、 PBDEs、 HBCDD を除く)	－	ドイツ Blue Angel、日 本エコマ ーク、EPEAT	外装カバーを構成するプラス チック部品（コントロールパ ネル含む）、コントロールパ ネル上のプラスチックボタン	意図的添加禁 止かつ臭素換 算で 1,000ppm 以 下 再生材を 25% 以上含む場合 は 5,000ppm 以下	加熱体に隣接 する部品

No	物質名	CAS No.	主な対象法 規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/ 用途
18	ポリ塩化ビニル (PVC)	9002-86-2	ドイツ Blue Angel、日 本エコマー ク、EPEAT	外装カバーを構成するプラス チック部品（コントロールパ ネル含む）、コントロールパネ ル上のプラスチックボタン	意図的添加禁 止かつ塩素換 算で 1,000ppm 以 下 再生材を 25% 以上含む場合 は 5,000ppm 以下	加熱体に隣接 する部品
				包装材	意図的添加禁 止かつポリ塩 化ビニリデン と合計で 100ppm 以下 (塩素換算)	なし
19	放射性物質	—	核原料物 質、核燃料 物質および 原子炉の規 制に関する 法、弊社方 針	すべて	意図的添加禁 止	なし
20	トリブチルスズ = オキシド (TBTO)	56-35-9	EU REACH 付属書 XVII	すべて	含有禁止	なし
21	パーフルオロオ クタンスルホン 酸(PFOS)、そ の塩および PFOS 関連物質	—	EU POPs 規則	すべて	意図的添加禁 止、かつ PFOS または その塩： 25ppb PFOS 関連物 質：1ppm 以 下	なし
22	ジブチルスズ化 合物 (DBT)	—	EU REACH 付属書 XVII	すべて	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材 あたり)	なし
23	ジオクチルスズ 化合物 (DOT)	—	EU REACH 付属書 XVII	2 液性室温硬化型成型材キッ ト(RTV-2 成型材キット)	1,000 ppm 以下 (スズ換算) (部品・部材 あたり)	なし
24	ジメチルフマレ ート (DMF)	624-49-7	EU REACH 付属書 XVII	すべて	0.1 ppm 以下 (部品・部材あ たり)	なし
25	2- (2H- 1,2,3-ベンゾト リアゾール-2- イル) -4,6-ジ tert-ブチルフェ ノール	3846-71-7	化審法	すべて	意図的添加禁 止	なし
26	フタル酸ビス 2- エチルヘキシル (DEHP)	117-81-7	EU RoHS 指令	包装材以外全て	1,000 ppm 以下	なし
27	フタル酸ブチル ベンジル(BBP)	85-68-7	EU RoHS 指令	包装材以外全て	1,000 ppm 以下	なし

No	物質名	CAS No.	主な対象法 規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/ 用途
28	フタル酸ジブチル(DBP)	84-74-2	EU RoHS 指令	包装材以外全て	1,000 ppm 以下	なし
29	フタル酸ジイソブチル(DIBP)	84-69-5	EU RoHS 指令	包装材以外全て	1,000 ppm 以下	なし
30	ヘキサブロモシクロドデカン(HBCDD)	—	EU POPs 規則	すべて	意図的添加禁止、かつ 75ppm 以下	なし
31	特定多環芳香族炭化水素(PAHs) ベンゾ(a)ピレン(BaP) ベンゾ(e)ピレン(BeP) ベンゾ(a)アントラセン(BaA) クリセン(CHR) ベンゾ(b)フルオランテン(BbFA) ベンゾ(j)フルオランテン(BjFA) ベンゾ(k)フルオランテン(BkFA) ジベンゾ(a,h)アントラセン(DBAhA)	50-32-8 192-97-2 56-55-3 218-01-9 205-99-2 205-82-3 207-08-9 53-70-3	EU REACH 付属書 XVII	人体の皮膚または口腔内に直接ならびに長時間または短期間に繰り返し接触するゴムまたはプラスチック構成部品 下記の部位に使用される部品が対象 ①キーボードおよびマウス、電子ペンの最外装面 ②タッチパネル式液晶パネルの最外装面 ③操作ボタンの最外装面 ④その他、弊社より指定した部品	対象 CAS No のいずれも 1ppm 以下/構成部品あたり	なし
32	赤燐	7723-14-0 (注:赤燐のみ)	弊社方針	電気/電子部品の電気絶縁部に使用する樹脂材料	意図的添加禁止	赤燐に耐水性コーティングがされている場合、又は安全性が確認できた場合
33	パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩	—	EU POPs 規則	すべて	PFOA とその塩の合計で 25 ppb 以下	なし
34	PFOA 関連物質	—	EU POPs 規則	すべて	PFOA 関連物質またはそれらの組み合わせで 1,000 ppb 以下	なし
35	パーフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩	—	EU REACH 付属書 XVII	すべて	成形品や混合物中の 25 ppb 以下	なし
36	PFHxS 関連物質	—	EU REACH 付属書 XVII	すべて	関連物質の合計で、成形品や混合物中の 1,000 ppb 以下	なし
37	フッ素系温室効果ガス(PFC, SF6, HFC)	—	EU 改正 F ガス規則	すべて	意図的添加禁止	なし

No	物質名	CAS No.	主な対象法 規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/ 用途
38	1～7 個の芳香 環からなる鉱物 油芳香族炭化水 素類(MOAH)	—	フランス鉱 物油規則	包装材および印刷物に使用され るインク	使用するイン ク中の ① 0.1%以下 ② 3～7 個の 芳香族環 からなる MOAH が 1 ppm 以 下	① 石油石炭由 来ではない MOAH、 MOSH ② 製品・部品 に貼り付け るラベル その他、判断 が難しいケー スは弊社にお 問い合わせ下 さい。
39	炭素数 16～35 個 の鉱物油飽和 炭化水素類 (MOSH)	—	フランス鉱 物油規則	包装材および印刷物に使用され るインク	使用するイン ク中の 0.1% 以下	
40	リン酸トリス(イ ソプロピルフェ ニル) (PIP(3:1))	68937-41-7	米国 TSCA	すべて	意図的添加禁 止かつ 1,000ppm 未 満	① 潤滑油および グリース ② ワイヤハー ネスおよび 電気回路基 板(端子、ヒ ューズカバ ー、ケーブ ル被覆、ケ ーシング、 コネクタ、 テープを含 む)
41	ペンタクロロチ オフェノール (PCTP)	133-49-3	米国 TSCA	すべて	1%以下	なし
42	デクロランプラ ス™(DP)	13560-89-9 135821-03-3 135821-74-8	POPs 条約 EU POPs 規則	すべて	意図的添加禁 止かつ 1ppm 以下	なし
43	UV-328	25973-55-1	POPs 条約 EU POPs 規 則	すべて	意図的添加禁 止かつ 1ppm 以下	偏光板用トリ アセチルセル ロース (TAC) フィルムへの 使用
44	中鎖塩素化パラ フィン(MCCP、 C14-C17 塩素 含有量、かつ 45 重量%以上)	—	POPs 条約	すべて	2026/10/1 以 降、含有禁止	なし
45	長鎖ペルフルオ ロカルボン酸 (C9-21LC- PFCA)、その塩 及び関連化合物	—	POPs 条約	すべて	2026/10/1 以 降、含有禁止	なし

No	物質名	CAS No.	主な対象法 規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/ 用途
46	塩素系難燃剤(デ クロランプラス ™を除く)	—	ドイツ Blue Angel、日 本エコマー ク、EPEAT	外装カバーを構成するプラス チック部品（コントロールパ ネル含む）、コントロールパネ ル上のプラスチックボタン	意図的添加禁 止かつ塩素換 算で 1,000ppm 以 下 再生材を 25% 以上含む場合 は 5,000ppm 以下	加熱体に隣接 する部品
47	元素状塩素	—	EPEAT	紙製包装材	使用禁止かつ 含有禁止	なし
48	ポリ塩化ビニリ デン	9002-85-1	EPEAT	包装材	意図的添加禁 止かつポリ塩 化ビニルと合 計で 100ppm 以下（塩素換 算）	なし
49	オルトフタル酸 エステル(DEHP, BBP,DBP,DIBP を含む)	—	EPEAT、 EU REACH 付属書 XVII	包装材	意図的添加禁 止 含有の場合、 EU RoHS 禁止 物質および EU REACH 付属 書 XIV(認可物 質) ^{※5} のオル トフタル酸エ ステル合計 500ppm 以下	なし

No	物質名	CAS No.	主な対象法 規制	対象製品/部品	規制値	適用除外製品/ 用途
50	パー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS) ※6	－	EPEAT	包装材	含有禁止	なし
			EU REACH 付属書 XVII 米メイン州 PFAS 汚染 防止法、米 ミネソタ州 PFAS 含有 製品規制法 その他米国 各州法	包装材以外全て	2028/3/1 以降、①ターゲット分析により、測定されたいずれの PFAS に対しても 25 ppb 未満(ポリマーの PFASs は定量化から除く) ②ターゲット分析により測定された PFASs の合計に対して 250 ppb 未満(ポリマーの PFASs の前駆体の分解物を含む) ③ポリマー PFASs を含む PFAS の総量に対して 50 ppm 未満 2031/11/1 以降、意図的添加禁止 (法令施行後は法令の規制内容を優先する)	2028/3/1 ま で、別表 2-c に従う (法令施行後は法令の規制内容を優先する)
51	ハロゲン（臭素および塩素）含有ポリマー	－	Blue Angel	外装カバー、プラスチック包装材	含有禁止	なし

※5 (No.49) EU REACH 認可物質 <https://echa.europa.eu/authorisation-list> (2026 年 5 月現在)

EU RoHS 禁止物質

- ・フタル酸ジ-2-エチルヘキシル(CAS No.117-81-7)
- ・フタル酸ジ-n-ブチル (CAS No.84-74-2)
- ・フタル酸ブチルベンジル(CAS No.85-68-7)
- ・フタル酸ジイソブチル(CAS No.84-69-5)

EU REACH 認可物質

- ・フタル酸ジベンチル(CAS No.131-18-0)
- ・フタル酸ジベンチル(直鎖・分岐) (CAS No.84777-06-0)
- ・フタル酸ジヘキシル(CAS No.84-75-3)
- ・フタル酸ジイソベンチル (CAS No.605-50-5)
- ・フタル酸ビス(2-メトキシエチル) (CAS No.117-82-8)
- ・1,2-ベンゼンジカルボン酸炭素数 7 の側鎖炭化水素を主成分とする炭素数 6~8(分岐のみ)のフタル酸エステル類 (CAS No.71888-89-6)
- ・フタル酸イソベンチルベンチル(CAS No.776297-69-9)
- ・1,2-ベンゼンジカルボン酸ジヘキシルエステル(分岐・直鎖)(CAS No.68515-50-4)
- ・1,2-ベンゼンジカルボン酸炭素数 7~11(分岐・直鎖)のフタル酸エステル類フタル酸ヘブチルノニルウンデシル(CAS No.68515-42-4)
- ・1,2-ベンゼンジカルボン酸、ジ-C6~10-アルキルエステル；1,2-ベンゼンジカルボン酸、デシル・ヘキシル・オクチルジエステルと 0.3%以上のフタル酸ジヘキシル (EC No. 201-559-5) との混合物(CAS No.68515-51-5,68648-93-1)

※6 (No.50) 対象物質はメイン州 PFAS 汚染防止法の定義(少なくとも 1 つの完全にフッ素化された炭素原子を含む有機フッ素化合物)による

別表 2-b. 欧州 RoHS 指令適用除外項目 (ANNEXⅢ)

表に記載の期限は法規制上の適用期限です。弊社への納入期限は法規制上の有効適用期限満了の 1 年前から原則納入禁止といたします。

No	適用除外項目	適用期限
6(a)-I	機械加工のために、鋼材中に合金成分として含まれる 0.35 重量%までの鉛	延長審議中
6(a)-II	バッチ式熔融亜鉛メッキ鋼品中に含まれる 0.2 重量%までの鉛	延長審議中
6(b)-III	鉛を帯びたアルミニウムスクラップのリサイクルから派生することを条件として、合金成分としてアルミニウムに含まれる 0.3wt%までの鉛成分	延長審議中
6(c)	鉛含有量が 4 重量%以下の銅合金	延長審議中
7(a)	高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有量が 85 重量%以上の鉛ベースの合金）	延長審議中
7(a)-I	0.1A 以上の定常電流／過渡電流／インパルス電流、または 10V を超えるブロッキング電圧、または 0.3mm x 0.3mm よりも大きいダイエッジサイズを有する半導体アセンブリのダイやダイと一緒に他のコンポーネントを取り付けるための内部接続のための高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が 85w%以上の鉛ベースの合金）	2027/12/31
7(a)-II	次の条件全てを満たす場合に、電気電子部品中のダイアタッチの全体（内部および外部を意味する）接続のための高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が 85w%以上の鉛ベースの合金） ・ 硬化型/焼結型ダイアタッチ材料の熱伝導率が 35W/(m*K)超であり、 ・ 当該硬化型/焼結型ダイアタッチ材料の電動率が 4.7MS/m 超で、 ・ はんだの融解温度が 260℃を超える場合	2027/12/31
7(a)-III	コンポーネント製造のための一次はんだ接合(内部または統合接合-内部および外部を意味する)において、引き続いてその電子コンポーネントを二次はんだでサブアセンブリ(すなわちモジュールまたはサブ回路基板または基板または点から点のはんだ付)にマウントする場合に、一次はんだが再融解しないようにするための高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が 85w%以上の鉛ベースの合金）。本サブエントリは、ダイアタッチ用途と密閉シーリングを除く	2027/12/31
7(a)-IV	次におけるプリント回路基板またはリードフレームへのコンポーネント付加のための二次はんだ接合のための高融点ハンダに含まれる鉛(すなわち鉛含有率が 85w%以上の鉛ベースの合金)： 1.セラミックボールグリッドアレイの付属品用はんだ球において； 2.高温プラスチックのオーバーモールドイング(220 度超)において	2027/12/31
7(a)-V	次の間の密封したシーリング材料としての高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が 85w%以上の鉛ベースの合金）。 1.セラミックパッケージまたはプラグと金属ケースの間、 2.コンポーネント末端と内部サブ部品の間	2027/12/31
7(a)-VI	赤外線暖房、高輝度放電ランプ、またはオープン灯用の白熱リフレクタランプ中のランプ部品間の電気接続確立用の高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が 85w%以上の鉛ベースの合金）。本サブエントリは、ダイアタッチ用途と密閉シーリングを除く。	2027/12/31
7(a)-VII	ピーク時操作温度が 200℃を超える場合の音響トランスデューサ用の高融点ハンダに含まれる鉛（すなわち鉛含有率が 85w%以上の鉛ベースの合金）	2027/12/31
7(c)-I	ガラス中、またはコンデンサ内の誘電体セラミック以外のセラミック中に鉛を含む電気電子部品（例 圧電素子），もしくはガラスまたはセラミックを母材とする化合物中に鉛を含む電気電子部品	延長審議中
7(c)-II	定格電圧が AC 125 V または DC 250 V またはそれ以上のコンデンサ内の誘電体セラミック中の鉛	2027/12/31
7(c)-V	ガラスまたはガラスマトリックス化合物中に鉛を含む電気電子部品であって、次の機能を果たすもの： 1)高電圧ダイオードのガラスビーズおよび鉛-亜鉛-ホウ酸塩または鉛-シリカ-ホウ酸塩ガラス体ベースのウェハ用ガラス層における保護および電気絶縁のため、 2)セラミック、金属および/またはガラス部品間の気密シールのため； 3)粘度 1013.3dPas 且つ 500℃ 未満の組み合わせ(いわゆる「ガラス転移温度」)のプロセスパラメータウィンドウ内での接合のため； 4)トリマポテンショメーターを除く抵抗率範囲が 1Ω/平方から 1メガΩ/平方であるインク等の抵抗材料で使用するため； 5)マイクロチャネルプレート(MCP)、チャネル電子増倍管(CEM)および抵抗ガラス製品(RGP)の化学修飾ガラス表面として使用するため	2027/12/31

No	適用除外項目	適用期限
7(c)-VI	セラミック中に鉛を含む電気電子部品であって、以下の機能を満たすもの(本付属書 7(c)-II, 7(c)-III, 7(c)-IV ならびに附属書 IV 除外 14 に該当するものを除く) : 1)圧電性チタン酸ジルコン酸鉛(PZT)セラミックスで使用するため ; 2)正温度係数(PTC)を有するセラミックスを提供するため	2027/12/31
13(a)	光学用途に使われる白色ガラスに含まれる鉛	延長審議中
15(a)	次の基準の少なくとも 1 つが当てはまる場合の集積回路フリップチップパッケージ内の半導体ダイとキャリア間における確実な電気接続に必要なはんだに含まれる鉛 - 90 nm 以上の半導体技術ノード -任意の半導体技術ノードにおける単一ダイサイズが 300 mm ² 以上 - 300 mm ² 以上のダイ、または 300 mm ² 以上のシリコンインターポーザ付きの積層ダイパッケージ。	延長審議中
34	サーメット（陶性合金）を主構成要素とするトリマー電位差計の部品中の鉛	延長審議中

別表 2-c. 欧州 REACH 規則 パー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS) 適用除外項目 (ANNEX XVII)

表に記載の項番号、適用除外項目は法令の通りです。猶予期間は、法令施行予定日が起算です。

項番号		適用除外項目	猶予期間 (年)
4	d	欧州連合内で既に最終用途に使用されていたアーティクルの市場への供給	期限なし
4	e	複合アーティクルの上市が初めて許可された最後の日から 20 年経過するまで、又は当該物体のサービス寿命が 20 年未満の場合にはそのサービス寿命の終了時まで、アーティクル又は複合物体に含まれる PFAS 含有アーティクルを置き換えることを意図したスペアパーツ	20 年またはサービス寿命の短いほう
4	f	複合物体の耐用年数の終了時まで、特定のスペアパーツの使用に関する法的義務が存在するスペアパーツ又は複合物体に使用されるスペアパーツ	耐用年数の終了時
4	g	パラグラフ 4、5 又は 6 に掲げる用途のための PFAS の製造における出発原料及び中間体	期限なし
4	h	パラグラフ 4、5 又は 6 に掲げる用途のための上流サプライチェーンにおける PFAS を含有する混合物又はアーティクルの製造	期限なし
4	i	製品及びプロセス指向の研究開発(PPORD ; EU REACH の第 67 条第 1 項)における使用	期限なし
4	j	食品接触材料及び包装を除く、再生材料を含む紙及び複合材板成型品	期限なし
4	k	再生材料を含む繊維製品、ただし、指令 2009/48/EC で定義される玩具を除く、は、施行から 13.5 年後まで	13.5 年
4	l	食品接触材料、及び指令 2009/48/EC で定義される玩具を除く、再生材料を含むプラスチック成型品は、施行から 23.5 年後まで	23.5 年
4	m	ポリマー系 PFAS の製造において、フッ素化重合 助剤の使用の有無にかかわらず、平均排出係数(= 年間排出量 PFAS / 製造現場における年間総製造 量)が以下を超えない、制御された条件下で製造される PFAS の製造	6.5 年まで、または 2030 年まで、2030 年以降
5	a	個人用保護具(PPE)で、使用者を特定されたリスクから保護することを目的としたもの	13.5 年
5	b	軍隊、法と秩序の維持、その他の緊急対応従事者向けに特別に設計された個人用保護具(PPE)	13.5 年
5	c	5a 及び 5b で規定されるアーティクルの再浸漬用浸漬剤	13.5 年
5	d	硬質クロムめっき	6.5 年
5	k	現在の代替品が保護対象資産に損害を与えるか、又は人の健康へリスクを及ぼす場合の、クリーン消火剤として使用されるフッ素化ガス	13.5 年
5	l	文化遺産としての紙製資料の保存	13.5 年
5	m	高電圧スイッチギア(145 kV を超える)における断熱ガス	6.5 年
5	n	18 ヶ月前に上市された(又は、適用される例外措置に基づく場合、施行後 18 ヶ月後に上市された)既存の HVACR、消火設備、及びスイッチギア設備のメンテナンス及び再充填用の冷媒、クリーン消火剤、及び絶縁ガス	期限なし
5	p	輸送車両の油圧油添加剤	13.5 年
5	q	移動式空調システム及び熱ポンプシステムにおける冷媒 (i) 軽車両用電気車両において施行後 6.5 年まで (ii) すべてのその他の車両において施行後 13.5 年まで	6.5 または 13.5 年
5	r	海洋用途以外の輸送用冷蔵装置における冷媒	6.5 年
5	s	電子機器の複合体のディスプレイ及びレンズ上のコーティング及びフィルム	6.5 年
5	t	プリント基板及びアンテナ	13.5 年
5	u	フォトニクス(photronics)	13.5 年
5	v	2 相浸漬冷却用の熱伝達流体	13.5 年

項番号		適用除外項目	猶予期間 (年)
5	w	半導体製造における使用	13.5 年
5	x	電子部品のコーティング及びフィルム(ディスプレイ及びレンズを除く)	13.5 年
5	y	バッテリーにおけるバインダー及び電解質	13.5 年
5	z	建設製品における防火目的で使用されるポリマー添加物	13.5 年
5	aa	潤滑剤又は潤滑剤添加物の産業用及び専門用途	13.5 年
5	bb	ガス及び油のトレーサー	13.5 年
5	cc	トナー	13.5 年
5	dd	ラテックス印刷インク	13.5 年
5	ee	電気写真式印刷ユニット	13.5 年
5	ff	動的印刷部品	13.5 年
5	gg	感光性材料	13.5 年
5	hh	上市された既存の機器に使用されるトナー	13.5 年
5	ii	上市された既存の機器に使用されるラテックス印刷インク	13.5 年
5	jj	眼科用及び皮膚科用療法用の医薬品中の賦形剤	13.5 年
5	kk	pMDIs(加圧式定量噴霧吸入器:Pressurized metered-dose inhalers)中の推進剤	6.5 年
5	ll	軍事用途	6.5 年
5	mm	HEPA(H 13-14)及び ULPA(U 15-17)フィルター(EN 1822:2009 に準拠)及び産業用用途における空気及び他のガスの濾過及び分離用、一般(HVAC)換気用を除く	13.5 年
5	nn	電気及び電子機器用の音透過性及び通気フィルター	6.5 年
5	oo	亜鉛空気電池及びその他のアルカリ金属空気電池用の酸素透過性膜	13.5 年
5	pp	液体-液体分離用の media としての工業用用途	13.5 年
5	qq	騒音、振動、過酷環境(NVH)の絶縁及び点火保護のための輸送車両のエンジン室(engine bay)における工業用布	13.5 年
5	rr	エンジン室(engine bay)外での騒音、振動及び過酷環境(NVH)絶縁用輸送車両における工業用布	6.5 年
5	ss	欧州議会及び理事会の医療機器規則(EU)2017/745 において規定され、EN 13795 に従い、>20 cm の水圧耐圧性能を有する、織物、編物及び不織布の再利用可能医療用テキスタイル	13.5 年
5	tt	5ss のアーティクルの再浸漬用浸漬剤	13.5 年
5	uu	工業用に使用されるイオン液体	6.5 年
5	vv	工業用に使用される溶剤	13.5 年
5	ww	工業用に使用される触媒及び加工助剤	13.5 年
6	a	(食品用及び非食品用の)柔軟性プラスチックフィルムの押出成形に使用されるポリマー加工助剤	6.5 年
6	b	工業用ベーキングウェアの非粘着コーティング	6.5 年
6	c	埋め込み医療機器(医療用インプラント及びメッシュを含む)	13.5 年
6	d	侵襲的医療機器(例:チューブ及びカテーテル)	13.5 年
6	e	医療機器の包装材	13.5 年
6	f	i) 車両システム、部品又は独立した技術的ユニット[(「密封用途」、バッテリー、燃料電池、潤滑剤、電子及び電気システム、HVACR、工業用布*を除く)]で、それらは EU 車両型式承認の対象となり、型式承認が施行後 13.5 年以内に取得されたもの ii) 車両の安全又は環境性能のためにフルオロポリマー又はペルフルオロポリエーテルの使用が厳密に必要である場合、パラグラフ a の適用範囲外の車両に搭載されるシステム、部品、又は独立した技術的ユニット[(「密封用途」、バッテリー、燃料電池、潤滑剤、電子・電気システム、HVACR、工業用布*を除く)]において、施行から 13.5 年まで	13.5 年

項番号		適用除外項目	猶予期間 (年)
6	g	電子機器の蒸気相はんだ付け用の工業用及び業務用熱伝導流体	13.5 年
6	h	ワイヤ及びケーブル(コネクタを含む)	13.5 年
6	i	電子部品の絶縁材料(ワイヤ、ケーブル及びコネクタを除く)	13.5 年
6	j	電子部品のプラスチックにおけるアンチドリップ剤	13.5 年
6	k	燃料電池及び電解槽	13.5 年
6	l	バッテリー用セパレーターコーティング	6.5 年
6	m	高電圧(>145 kV)スイッチギア及びブレーカー(circuit breaker)における PTFE ノズル	6.5 年
6	n	太陽電池のフロントシート及びバックシート	6.5 年
6	o	橋梁及び建築用ベアリング	13.5 年
6	p	工業用密封用途の密封材	13.5 年
6	q	工業用機械装置の機械部品	13.5 年
6	r	経皮吸収パッチのリリースライナー及びバックフィルムにおけるコーティング	13.5 年
6	s	固形経口剤形製剤用のブリスター(blister)	6.5 年
6	t	注射用医薬品用のバイアル/フラスコ内の塗布されたゴム製ストッパー	13.5 年
6	u	加圧式定量噴霧吸入器 (pMDI)内の塗布された缶(canister)	13.5 年
6	v	薬剤充填済み注射器内の塗布されたプランジャー(plunger)	13.5 年
6	w	薬剤充填済み注射ペン及び自己注射器(autoinjector)	13.5 年
6	x	軍事用途における爆発物	13.5 年
6	y	水処理及び浄化用のフィルター及び分離媒体(separation media)におけるフルオロポリマーの工業用使用	6.5 年

別表 3 : 含有量報告物質

法令要求により含有量の報告が必要な物質

No	物質名	対象製品/部品	基準	主な対象法規制
1	パー及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS) ※7	すべて	意図的添加	米国 TSCA、カナダ環境保護法
2	高懸念物質(SVHC)	すべて	0.1%以上	EU REACH SCIP

※7 対象物質はメイン州 PFAS 汚染防止法の定義(少なくとも 1 つの完全にフッ素化された炭素原子を含む有機フッ素化合物)による

別表 4. chemSHERPA 管理対象物質の基準となる法令、業界標準

管理対象基準	記号
化審法 [第 1 種特定化学物質]	LR01
米国有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質 (第 6 条)	LR02
EU ELV 指令 2011/37/EU	LR03
EU RoHS 指令 2011/65/EU ANNEX II	LR04
EU POPs 規則(EC) No 850/2004 ANNEX I	LR05
EU REACH 規則(EC) No 1907/2006 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) および ANNEX XIV (認可対象物質)	LR06
EU REACH 規則(EC) No 1907/2006 ANNEX XVII (制限対象物質)	LR07
EU 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質	LR08
中国 電器電子製品有害物質制限使用管理弁法	LR09
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	IC01
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	IC02